

香川県犬及び猫の譲渡事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県動物の愛護及び管理に関する規則（平成13年香川県規則第60号）第15条及び狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づき、香川県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年香川県条例第2号。以下「条例」という。）第16条第3項又は第17条の規定による犬又は猫の譲渡（以下単に「譲渡」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(譲渡事業)

第2条 譲渡事業とは、県が、譲渡を求める者に譲渡するとともに、譲渡後において当該犬又は猫が適正な飼養管理を受けることができるよう支援等を行うことをいう。

(実施主体)

第3条 譲渡事業は、さぬき動物愛護センター及び県の保健所（以下「保健所」という。）において実施するものとする。

(譲渡動物)

第4条 譲渡事業の対象となる犬及び猫（以下「譲渡動物」という。）は、県が条例第16条第3項若しくは第17条又は狂犬病予防法第6条9項の規定により譲渡又は処分することができる犬又は猫であって、さぬき動物愛護センター又は保健所で管理しているもの（以下「管理動物」という。）のうち、環境省が定める「譲渡支援のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき家庭動物としての適性が認められる犬又は猫とする。

2 前項の規定にかかわらず、譲渡動物に該当しない管理動物であっても、当該管理動物の譲渡を求める者が、次条第2号に定める譲渡ボランティア又は適正な飼養ができると認められる者である場合には、譲渡動物として譲渡事業の対象とすることができる。

(譲渡対象者)

第5条 譲渡は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 譲渡動物を一般家庭等において終生飼養するために譲渡を希望し、別表1の要件を全て満たす者（以下「譲渡希望者」という。）
- (2) 第9条の規定により譲渡ボランティアとして登録を受けた個人又は団体の代表者

(譲渡希望者への譲渡)

第6条 譲渡希望者が譲渡を受けようとするときは、動物の譲渡申込書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を、さぬき動物愛護センター所長(以下「センター所長」という。)に提出しなければならない。

2 センター所長は、譲渡希望者と当該動物とのマッチング等を行い、譲渡処分決定依頼書(譲渡希望者)(様式第3号)に譲渡動物の適性評価を踏まえた意見を付して、保健所の所長(以下「保健所長」という。)に送付する。

3 保健所長は、前項の依頼書に基づき譲渡することを決定し、センター所長に通知する。

4 保健所長は、前項の決定をするに当たり必要に応じて、センター所長に意見を求めることができる。

(譲渡希望者への事前説明)

第7条 センター所長は、譲渡希望者に対して、適正な飼養が行われるよう、譲渡前に、当該譲渡動物の生理、生態、習性等の特性及び状態に関する情報について、譲渡動物説明書(様式第4号)を交付して説明するものとする。

2 第4条第2項に該当する動物を譲渡する場合には、ガイドラインの基準を満たさなかった理由等を詳細に説明し、適正な飼養を行うための条件を付すなど助言、指導を行う。

(譲り受けた者への調査、助言等)

第8条 センター所長は、必要に応じて、譲渡動物を譲り受けた者が適正な飼養管理を行うための調査、助言等を行う。

(譲渡ボランティアの登録)

第9条 適正な譲渡の促進を図るため、非営利により、譲渡動物を一時飼養又は管理するとともに、当該動物の飼養を希望する者を探して譲渡する活動を行う個人又は団体の代表者であって、別表2の要件を全て満たすものを、譲渡ボランティアとして登録する。

2 譲渡ボランティアの登録を希望する者は、譲渡ボランティア登録(登録更新)申請書(様式第5号)及び譲渡ボランティア登録(登録更新)申請時誓約書(様式第6号)その他センター所長が定める必要な書類を添えて、センター所長に提出するものとする。

3 センター所長は、前項の申請があつた場合は、第1項の要件を満たしているときは、譲渡ボランティアとして名簿に登録する。ただし、登録を希望する者又はその飼養管理者(一時預かり及び団体の構成員)が次のいずれかに該当する場合、又は申請に関し虚偽の記載があり、若しくは主要な事項の記載が欠けている場合は、登録をしないものとする。

- (1) 誓約書記載の事項に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者
- (2) 登録の申請前2年以内に、誓約書記載の事項に関し不正若しくは著しく不当な行為をした者
- (3) 第12条の規定による登録が取り消された日から2年を経過しない者

(登録の更新)

第10条 前条第1項の登録は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の更新について準用する。
- 3 第1項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録事項の変更等)

第11条 譲渡ボランティアは、次のいずれかに該当するときは、センター所長に対して、遅滞なく、譲渡ボランティア登録事項変更等届出書（様式第7号）を提出しなければならない。

- (1) 登録事項に変更が生じたとき。
- (2) 譲渡ボランティアとしての活動を止めたとき。

(登録の取消し等)

第12条 センター所長は、譲渡ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の登録を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
 - (2) 誓約書記載の事項を遵守しないことが明らかになったとき。
 - (3) 正当な理由がなく、センター所長が求める報告又は届出を怠ったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当するとき又は該当するおそれがあるときは、センター所長は、期間を定めて、譲渡を中止又は停止することができる。

(登録の抹消)

第13条 センター所長は、第10条第1項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第11条第1項第2号の規定による届出があったとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該譲渡ボランティアの登録を名

簿から抹消する。

(譲渡ボランティアへの譲渡)

第 14 条 譲渡ボランティアが譲渡動物の譲渡を受けようとする場合は、譲渡ボランティア譲渡申込書(様式第 8 号)及び譲渡ボランティア譲渡申込み時誓約書(様式第 9 号)を、センター所長に提出しなければならない。

2 センター所長は、前項の譲渡申込書及び誓約書の内容が適当と認める場合は、譲渡処分決定依頼書(譲渡ボランティア)(様式第 10 号)に譲渡動物の適性評価を踏まえた意見書を付して、保健所長に送付する。

3 第 6 条第 3 項及び第 4 項並びに第 7 条の規定は、譲渡ボランティアへの譲渡の場合に準用する。

(報告等)

第 15 条 譲渡ボランティアは、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、譲渡等報告書(様式第 11 号)をセンター所長に提出しなければならない。

(1) 譲り受けた動物を譲渡したとき。

(2) 譲り受けた動物の飼養施設を変更したとき。

(3) 譲り受けた動物が飼養中に死亡したとき。

2 譲渡ボランティアは、センター所長に対して、譲渡を受けた譲渡動物の毎年 3 月末時点の状況について、5 月末までに、活動報告書(様式第 12 号)により報告しなければならない。

(調査等)

第 16 条 センター所長は、譲渡ボランティアの飼養施設の所在地を所管する保健所と連携し、必要に応じて、譲渡ボランティアが適正な飼養管理を行うための調査、助言等を行う。

2 前項に定める調査、助言、指導等に当たっては、必要に応じて県生活衛生課を通じて、飼養施設の所在地のある自治体に情報提供し、協力を求めることができる。

(動物の愛護を目的とする団体等との連携)

第 17 条 県は、動物の終生飼養を希望する者に譲り渡す活動をする団体等に対して、必要な知識、適正な飼養に係る資料等を提供することにより、当該団体等と連携を図るものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

る。

附 則

- 1 この要綱は令和元年 11 月 11 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 香川県犬及び猫の譲渡事業実施要綱（令和元年 5 月 31 日公布）は、廃止する。
- 3 香川県犬及び猫の譲渡事業実施要綱（令和元年 5 月 31 日公布）第 9 条の規定による譲渡ボランティアの登録は、第 9 条の規定による譲渡ボランティアの登録を受けた者とみなすこととし、この場合における登録日は、施行日とする。

別表 1（第 5 条関係）

譲渡希望者の要件

- 1 動物の譲渡の申込者は、成年者であること。
- 2 譲り受けた動物を適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。
- 3 動物を飼養することについて、家族等の全員が同意していること。
- 4 家族等の中に動物の世話のできる者がいること。
- 5 えさ代、病気の予防・治療費などの費用がかかることを承知していること。
- 6 譲り受けた動物が不妊去勢手術を実施されていない場合には、不妊去勢手術の必要性を理解した上で、動物病院等の獣医師と相談し、不妊去勢手術を行うこと。
- 7 譲り受けた動物を、終生愛情をもって適正に飼い続けられるよう、終生飼養の確保ができること。
- 8 過去に自己の所有する動物について、保健所等が動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項による引取りをしたことがないこと。
- 9 香川県動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年香川県条例第 2 号）第 18 条に規定する講習として保健所長等が認める、さぬき動物愛護センター所長が実施する講習を過去 1 年以内に受講していること。

別表 2 (第 9 条関係)

譲渡ボランティアの要件

- 1 譲渡ボランティア（団体の場合は代表者）は、成年者であること。
- 2 譲り受けた動物を適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。
- 3 譲渡ボランティアは、飼養施設を持ち、さぬき動物愛護センターに直接引き取りに来ることができる者で、その施設が飼養する犬猫が 10 頭以上の場合には第二種動物取扱業者、飼養する犬猫が 10 頭未満の場合（団体の場合は、代表者及び構成員。ただし、県内に居住する登録者の施設は除く。）はその在住地域等の譲渡ボランティア資格を持つ者であること。また、団体の代表者及び構成員は他の譲渡を目的とする団体の代表者又は構成員と重複していないこと。
- 4 譲渡ボランティア（団体の場合は代表者）は、譲渡ボランティア登録前講習を 1 年以内に受講していること。団体の場合は、受講した代表者がその内容を構成員に共有していること。
- 5 過去に所有する動物について、保健所等が動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項による引取りをしたことがないこと。